

寒河江市告示第51号

寒河江市まちづくり寄附金に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者として、下記のとおり指定したので、寒河江市財務規則（昭和46年市規則第9号）第34条の5第2項の規定により告示する。

令和6年9月27日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階

2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

寒河江市まちづくり寄附条例（平成20年市条例第10号）第2条の事業に対し納入された寒河江市まちづくり寄附金

3 指定納付受託者に指定した期間

令和6年10月1日から契約期間満了の日まで